

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年11月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第63号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																																
1	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>399,000</td></tr><tr><td>2</td><td><u>461,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>524,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>610,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>711,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>812,000</u></td></tr></tbody></table> <p>2～6 [略]</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採</p>	号 給	給料月額		円	1	399,000	2	<u>461,000</u>	3	<u>524,000</u>	4	<u>610,000</u>	5	<u>711,000</u>	6	<u>812,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>399,000</td></tr><tr><td>2</td><td><u>460,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>523,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>609,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>709,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>810,000</u></td></tr></tbody></table> <p>2～6 [略]</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採</p>	号 給	給料月額		円	1	399,000	2	<u>460,000</u>	3	<u>523,000</u>	4	<u>609,000</u>	5	<u>709,000</u>	6	<u>810,000</u>
号 給	給料月額																																	
	円																																	
1	399,000																																	
2	<u>461,000</u>																																	
3	<u>524,000</u>																																	
4	<u>610,000</u>																																	
5	<u>711,000</u>																																	
6	<u>812,000</u>																																	
号 給	給料月額																																	
	円																																	
1	399,000																																	
2	<u>460,000</u>																																	
3	<u>523,000</u>																																	
4	<u>609,000</u>																																	
5	<u>709,000</u>																																	
6	<u>810,000</u>																																	

	用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「 <u>100分の160</u> 」とあるのは「 <u>100分の180</u> 」とする。	用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「 <u>100分の150</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。
2	(給与条例の適用除外等) 第6条 [略] 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。)」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「 <u>100分の140、</u> 」とあるのは「 <u>100分の160、</u> 」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。	(給与条例の適用除外等) 第6条 [略] 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。)」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の145</u> 」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

- この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成22年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第4項の規定による給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、人事委員会規則で定める。